

児童扶養手当申請必要書類案内

全ての請求者に必要となるもの

案内	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	① 請求者と対象児童の戸籍謄本 (全部事項証明書) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">区民課・区民センターもしくは本籍地所在地の自治体</div>	＊申請日から1ヶ月以内に取得したものに限り ＊戸籍の記載内容に応じて追加で除籍謄本等の提出が必要になる場合があります ＊外国籍の方は戸籍に代わる書類が必要です (外国語で記載されている場合は日本語訳が必要です) ＊届出から間もないため戸籍への必須事項の記載に時間がかかる場合はご相談ください
<input type="checkbox"/>	② 請求者の年金手帳	＊お持ちでない場合は「年金番号」と「資格取得年月日」を予め確認いただき、以下の欄に御記入ください 年金番号 _____ 取得年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
<input type="checkbox"/>	③ 振込を希望する請求者名義の銀行口座の預金通帳	＊普通預金に限る ＊通帳が無い(ネットバンキング等)場合はキャッシュカードでも可能
<input type="checkbox"/>	④ 請求者の印鑑	＊シャチハタ(スタンプ印)不可
<input type="checkbox"/>	⑤ 請求者と対象児童の健康保険証	＊生活保護受給者の場合は不要です ＊ひとり親医療等医療費助成制度の申請に使用します
<input type="checkbox"/>	⑥ 請求者と対象児童および扶養義務者のマイナンバーを確認できる書類	＊通知カード、マイナンバーカード(個人番号カード)、個人番号が記載された住民票 ＊マイナンバーを提示することにより、課税証明書や住民票などの提出が不要となる場合があります。(裏面の案内書類の中で先頭に㊟が付いている書類が提出不要となるものです。)
<input type="checkbox"/>	⑦ 請求者の身元確認書類	<1点でよいもの> マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、旅券等 <2点必要なもの> 戸籍謄本(①と同じもので可)、健康保険証(⑤と同じもので可)年金手帳(②と同じもので可)、生活保護費被保護証明書
<input type="checkbox"/>	⑧ この書類(児童扶養手当申請必要書類案内)	＊確認のため使用します

裏面に続きます

状況に応じて個別に必要なもの（「案内」欄にチェックがあるものが必ず必要です）

案内	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	令和2年1月1日時点で 請求者 もしくは 扶養義務者 および 配偶者 の住民票が川崎市内にない場合 請求者 もしくは 扶養義務者 および 配偶者 の ㊤ 令和2年度市民税(非)課税証明書 令和2年1月1日時点での住民票所在地自治体	*所得が未申告の場合、必ず所得申告を行った上で証明書を取得してください。 *令和2年12月末日まではひとり親医療の申請のため、令和元年度の証明も必要となります。
<input type="checkbox"/>	請求者 および 対象児童 が公的年金給付等を受給している、もしくは障害基礎年金の加算の対象となっている場合 公的年金給付等の受給を証明する書類 年金物価スライドによる額改定同意書	*直近の年金額改定通知書など
<input type="checkbox"/>	前夫・前妻の住所地が近隣（直線距離で1km以内）の場合、前夫・前妻名義の住居に居住している場合など 母子・父子で生活していることの申立書 民生委員 請求者 名義の公共料金領収書 (前夫・前妻名義の物件に居住する場合のみ)	*公共料金領収書は申請月分を含む2か月以上2種類以上のもの（領収書がそろう前に申請可）
<input type="checkbox"/>	事実婚状態が解消となった場合（諸事情により離婚後3か月以上同居していた場合） 事実婚解消の申立書 民生委員 事実婚の解消に関する調書 申請手続きの際に作成します	
<input type="checkbox"/>	対象児童 が未婚の母子の子である場合 未婚の母子の調書 申請手続きの際に作成します	
<input type="checkbox"/>	対象児童 と 請求者 が別居している場合 別居監護申立書 対象児童の居住する地区の民生委員 ㊤ 対象児童 を含む世帯全員の住民票 対象児童の居住する自治体	*民生委員に代えて、寄宿舎長、学校長等でも可 *住民票は続柄、本籍の省略がない、申請日から1ヶ月以内に取得したもの（住民票が川崎市にある場合は不要です。）
<input type="checkbox"/>	請求者 が 対象児童 の父又は母以外の場合 養育申立書 民生委員 対象児童の父又は母の戸籍謄本（全部事項証明書）	*戸籍謄本は対象児童が児童扶養手当の受給資格を満たしていることを確認できるものが必要
<input type="checkbox"/>	住民票の住所地と現実の住所地が異なる場合 住所要件に関する申立書 民生委員 ㊤ 請求者 と 対象児童 が含まれる世帯全員の住民票 住民票所在自治体	*住民票は続柄、本籍の省略がない、申請日から1ヶ月以内に取得したもの（住民票が川崎市にある場合は不要です。）
<input type="checkbox"/>	令和元年12月31日以前に離婚し離婚後の平成31年（令和元年）中に養育費を貰っている場合（未婚で認知されている場合も同様） 養育費に関する申告書 請求者自身で記入	*離婚前の金銭的援助は養育費に含めません
<input type="checkbox"/>	請求者 と 扶養義務者 が別生計である場合 扶養義務者と別生計であることの申立書 請求者自身で記入 ・調書 家屋構造見取図 請求者 世帯及び 扶養義務者 世帯のそれぞれの公共料金領収書	*公共料金領収書は申請月を含む2か月以上2種類以上のもの（領収書が揃う前に申請可）
<input type="checkbox"/>	対象児童 が父又は母から1年以上遺棄されている場合 遺棄申立書 請求者自身で記入 遺棄調書 申請手続きの際に作成します	
<input type="checkbox"/>	対象児童 の父又は母が1年以上拘禁されている場合 拘禁証明書 刑務所、拘置所、警察署、その他の官公署等	*証明日時点で1年以上拘禁されているもの
<input type="checkbox"/>	対象児童 の父又は母が政令の定める程度の障害の状態にある場合 児童扶養手当認定診断書 および 父又は母の就労等に関する調書 もしくは 障害基礎年金受給の裁定通知書の写し	*診断書の省略は障害基礎年金1級の場合のみ
<input type="checkbox"/>	対象児童 の父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けている場合 保護命令決定書の謄本及び確定証明書 もしくは 手当請求用確定証明書 裁判所	
<input type="checkbox"/>	その他必要書類（ ）	

民生委員の方

*お電話で予め訪問日時・場所を確認の上、お会いして下さい。

ふりがな 氏名	様	電話	044 - -
住所			